

研究ノート

# 戦国期摂関家における記録疎開の様相 ——近衛家を中心として

藤ノ井 日向

はじめに

第1章 近衛政家による記録疎開

第1節 応仁・文明の乱と記録疎開の開始

第2節 足利将軍家の内紛と記録疎開先の変化

第3節 世代交代による記録疎開先の変化

第2章 近衛尚通による記録疎開

第1節 興福寺一乗院への記録疎開とその途絶

第2節 血縁・地縁のない相手への記録疎開

第3章 記録の疎開と利用の両立

おわりに

## はじめに

五摂家の一角を占める近衛家には、現存世界最古の自筆日記として知られる『御堂関白記』（藤原道長の日記）を嚆矢として、平安期以来の歴代当主・家司らの日記が豊富に伝来し、その多くは現在陽明文庫によって保管・公開されている<sup>1</sup>。本稿はこの千年を超える来歴を誇る文書群が今日まで伝わった過程のうち、特に戦国期の様相に焦点を合わせて検討したものである。

大前提として、そもそもなぜ近衛家の当主らはこれらの日記を記し、なおかつ守り伝

---

<sup>1</sup> 陽明文庫に伝来する近衛家の諸日記については花田雄吉氏による紹介があり（花田 1957）、これらが伝来した経緯についても、同文庫の沿革において概観されている（名和 2016）。

えてきたのであろうか。中世に限って言えば、その主な理由は父祖の日記が公家にとって家の活動や存立を支える重要な家産だったことに求められる。既に松園齊氏による一連の研究によって知られているように、中世の公家が積極的に父祖の日記を集積・相伝することは、先例が重視される公家社会で活動する上で必要となる情報源の形成に繋がっていた（松園 1997）。同氏の研究では、このように父祖の日記を核とする文書群を形成し、公事における先例の情報を集積した家は「日記の家」と定義されており、近衛家を含む撰関家もその一つであったとされる（松園 1993）。

なお、近年においては、父祖の日記に対する撰関家の認識に段階的な変化があったことも明らかにされつつあり（尾上 2018・今村 2022）、史料上に見える「日記の家」の活動との齟齬から、撰関家を「日記の家」に含めることに疑問を呈する向きもある（高橋 2005）。こうした点についてはさらなる議論の深化が望まれるが、少なくとも中世の撰関家が父祖の日記を家の活動や存立を裏付ける重要な家産として認識し、その維持に努めるとともに、積極的に先例引勘に用いたという点は概ね共通認識であるといえよう。

本稿で検討の対象とする戦国期は、応仁・文明の乱を契機として幾度となく京都に戦火が及ぶようになり、古代・中世を通して公家社会に集積されてきた記録<sup>2</sup>が数多く失われた時代である（小野 1944・松園 2006）。そして、当該期の公家社会においても、家伝の記録を維持することは家の存立と密接に結びついていたため<sup>3</sup>、近衛家をはじめとする公家らは、自家の記録を戦火から守るべく各所に疎開させるようになった。

こうした戦国期公家の記録疎開については、既に松園氏によって山科家を中心に据えた検討がなされており、同家が疎開先を変えながら記録を守り抜いた過程が明らかにされている（松園 2003）。一方、当該期の撰関家における記録の状況については、一条家における記録の消長を詳細に検討した小川剛生氏の研究や（小川 2008）、近衛家における記録の集積や利用の様相に目を向けた羽田聡氏による研究がある（羽田 2012）。特に羽田氏は戦国期における近衛家の記録疎開状況を示す記事を一覧化しているほか、近衛政家の時代を境に当主日記の形態が「巻」から「冊」に変化している点にも着目し、戦乱時における移動の便が考慮された結果として形態が変化したと推測している。近衛家にとって記録の疎開がいかに切実な課題であったかを示唆する重要な指摘といえよう。しかし、同氏の研究は中世を通して近衛家の記録の状況を通覧するものであり、戦国期の検討に割か

<sup>2</sup> 日本史研究においては、基本的に日記を「古記録」と称し、差出や宛所が記された「古文書」と区別するのが一般的であるが、本稿においては父祖の日記を核として形成された文書や典籍を含む文書群の総体を示すものとして「記録」の語を用いる。

<sup>3</sup> いささか逆説的な事例ではあるが、戦国期の公家である洞院公数は、自家の断絶を意図してあえて家伝の記録を売却したことが知られている（末柄 2000）。

れた紙幅は限られている。そのため、疎開先の変遷などの基礎的な情報整理は行われているものの、そうした変化の背景にある具体的な政治情勢や人的関係などについては十分に検討されていない。戦国期における近衛家の家産については家領についての研究蓄積が豊富であるが<sup>4</sup>、同じく家の維持に欠かせない家産であった記録の状況については多分に検討の余地を残しているといえよう。また、小川氏の研究は専ら一条家について、羽田氏の研究は専ら近衛家についての記録の状況に焦点を合わせているため、他の撰関家との比較検討には踏み込まれていない。こうした点についても検討を深める必要がある。

加えて、近年では記録管理の観点から、記録の母体となる組織の性格を浮き彫りにする研究も活況を呈しつつあり、中世公家社会における記録管理の在り様にも関心が寄せられるようになってきている<sup>5</sup>。こうした研究動向を踏まえた上で、撰関家が父祖の日記を集積して先例引勘に用いていた点に注目するならば、各所へと記録を疎開させながら、いかにしてそれらを管理下に置き、引勘し続けていたのかという点も一考に値するだろう。

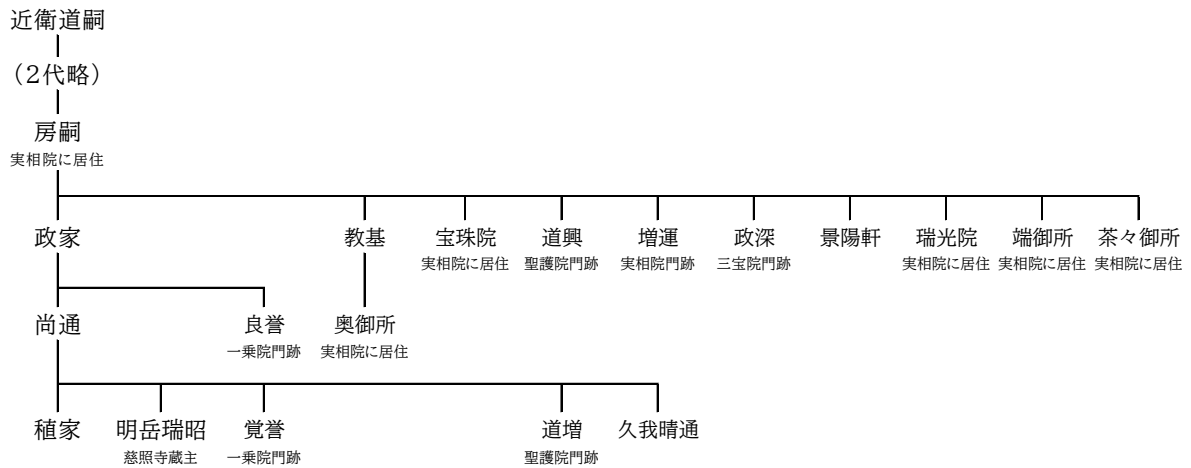
以上を踏まえ、本稿では戦国期の近衛家を主軸に据え、その記録疎開がいかなる様相を呈していたのかを検討する。先述の通り、近衛家は撰関家の中でも特に今日に伝来する記録が豊富であるため、戦国期における当主日記の分析を通して、記録疎開の様相を他家よりも詳細かつ通時的に検討することが可能である。これらの史料をもとに、第1章・第2章では戦国期の京都を取り巻く政治情勢や疎開先の状況との連関から、記録の疎開先が変遷した要因を明らかにすることを目指した。また、第3章では当該期において近衛家がいかにして記録を管理し、その疎開と利用を両立していたのかを検討した。また、部分的ではあるが、他の撰関家における記録疎開の状況にも目を向けながら立論を行った。以上の作業を通して、戦国期撰関家における記録疎開の様相の一端を明らかにすることが、本稿の目的とするところである。

なお、本稿にて触れる近衛家の一門については、以下に掲げる【図】を適宜参照されたい。

<sup>4</sup> 戦国期の近衛家領については湯川敏治氏の一連の研究に詳しい（湯川 2005）。

<sup>5</sup> 中世公家社会における記録管理については、特に官文殿や官務・局務文庫について豊富な研究の蓄積がある（橋本 1959・丸山 2013・森田 2014・井上 2016 など）。その一方、各公家における記録管理の様相についても個別的に研究が深められてきた（松園 2003・小川 2008・相川 2010・羽田 2012・尾上 2018 など）。

## 【図】戦国期近衛家略系図



(東京大学史料編纂所編 2011b・高群 1985) をもとに作成。歴代当主以外は生年順に左から配列した。

## 第1章 近衛政家による記録疎開

## 第1節 応仁・文明の乱と記録疎開の開始

本章では『後法興院記』<sup>6</sup>を主な素材として、記主である近衛政家がいかにして記録の疎開を行っていたかについて検討する。まずは、京都が戦乱の巷となる応仁・文明の乱以前において、近衛家が自家の記録をどのように管理していたのかを確認しておこう。

## 【史料1】『後法興院記』文正元年（1466）6月15日条～同24日条

十五日<sup>乙卯</sup>晴、<sup>五合</sup> 扨<sup>二</sup>代々御記虫<sup>一</sup>、

十六日<sup>丙辰</sup>晴、<sup>五合</sup> 扨<sup>二</sup>記録虫<sup>一</sup>、（中略）

十七日<sup>丁巳</sup>（中略）有<sup>二</sup>虫扨<sup>一</sup>、<sup>十合</sup>

（十八日条省略）

十九日<sup>己未</sup>（中略）有<sup>二</sup>虫扨<sup>一</sup>（中略）

（二十日条～二十二日条省略）

廿三日<sup>癸亥</sup>（中略）扨<sup>二</sup>御記虫<sup>一</sup>、<sup>十一合</sup>

<sup>6</sup> 文正元年（1466）～応仁元年（1467）については大日本古記録、それ以降の年代は続史料大成の刊本に依拠し、必要に応じて陽明叢書の影印本を用いて補訂を行った。

廿四日<sup>甲</sup>子天晴、虫払至<sup>二</sup>今日<sup>一</sup>終功了、<sup>九合</sup>

これは、政家が10日間にわたって「代々御記」をはじめとする記録の虫払を実施した際の史料である。「代々御記」とは、平安期の藤原道長以来の歴代当主の日記を示すと考えられる。なお、【史料1】は『後法興院記』における虫払の記事の初出であるが、同記録からはその後も定期的に虫払の実施が確認できる<sup>7</sup>。家の存立を支える家産として、政家がこれら諸記録の状態管理に気を配っていたことがうかがえよう。また、この記事においては政家自身が他所へ移動した様子も、記録を他所から取り寄せた様子も見られない。そのため、文正年間に至るまでの平時においては、政家は近衛北室町東にあった自邸において記録を保管していたと考えられる<sup>8</sup>。

しかし、次第に京都の治安状況に不安が生じてくるのにもとない、政家は記録を自邸の外へと疎開させるようになる。その端緒となったのが、応仁・文明の乱に先立つ政情不安であった。

【史料2】『後法興院記』文正元年（1466）8月9日条

世上事近日可<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>大乱<sup>一</sup>之由、自<sup>二</sup>方々<sup>一</sup>相示之間、代々御記等五十合、今日遣<sup>二</sup>  
(実相院)石蔵<sup>一</sup>、自<sup>二</sup>美門<sup>一</sup>(増運)依<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>命也、洛中騒動以外事也、諸大名軍勢上洛云々

これは、近日のうちに「大乱」が起こるという風聞により、政家が「代々御記」など50合の記録を実相院に疎開させたことを示す史料である。この時期には既に、室町幕府を支える斯波氏や畠山氏の家督を巡って有力大名らが対立を深めており、【史料2】にも見えるように、諸大名の軍勢が上洛する一触即発の事態が生じていた。政家はこうした政治情勢の緊迫を敏感に感じ取り、戦火による記録への被害を予防する措置を取ったといえる。なお、この時は結局合戦に至らなかったものの、同年12月には畠山氏の家督争いを端緒とする御霊合戦が勃発し、翌応仁元年（1467）には京都を舞台に応仁・文明の乱が本格的に開始されることになる。そして、近衛邸も分家である鷹司家の邸宅とともに戦火に遭って焼失するのである<sup>9</sup>。前年に行われていた記録疎開によって、近衛家が平安期以来相伝してきた諸記録は辛くも難を逃れたといえる。

<sup>7</sup> 『後法興院記』文明11年（1479）2月2日条、同15年（1483）7月16日条、同19年（1487）7月11日条、延徳3年（1491）6月11日条など。

<sup>8</sup> 政家の居所については高群逸枝氏の検討による（高群 1985）。

<sup>9</sup> 『後法興院記』応仁元年（1467）8月16日条。

ここで注目しておきたいのは、「自<sup>(増運)</sup>実門<sup>一</sup>依<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>命也」とあるように、実相院門跡となっていた政家実兄の増運からの指示によって記録が疎開されたことである。増運は翌年の応仁元年（1467）にも父の房嗣に使者を送り、記録を疎開させている<sup>10</sup>。実相院は鎌倉期以来の由緒を有し、近衛基通の孫である静基が初代門跡であったように、近衛家やその分家である鷹司家と深い関係を有した門跡寺院であった（宇野 2016）。そのため、戦国期においても実相院には近衛家から増運が入寺しており、その所縁によって、近衛家は実相院に記録を運び込むことができたといえる。次節に見るように、応仁・文明の乱が終結した後も、政家は実相院を主な記録の疎開先として利用していくこととなるが、その背景には増運による積極的な協力があったことが想定される。また、中世公家にとって記録の核となる「代々御記（＝父祖の日記）」が疎開されていることから、近衛家が保持していた主要な記録は実相院に疎開されたとみるべきであろう。

このように、近衛家の記録は応仁・文明の乱に先立ち実相院に疎開され、戦火による焼失を免れた。この事実については陽明文庫の沿革にも記されており、既に広く認識されている事柄である（名和 2016）。しかし、応仁・文明の乱に際しては実相院以外にも近衛家の記録が疎開されていた。そうした状況を示すのが次の史料である。

【史料 3】『後法興院記』 応仁元年（1467）5月20日条

記録六合奉<sup>レ</sup>預<sup>レ</sup>宝池院<sup>一</sup>了、依<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>文庫<sup>一</sup>也

【史料 4】『後知足院関白記』 応仁元年（1467）6月3日条（陽明叢書の影印本より翻刻）

唐櫃二合預<sup>レ</sup>置三宝院<sup>一</sup>之处、余大候之間、被<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>小櫃<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>給由、被<sup>レ</sup>示之間、入替遺<sup>レ</sup>之<sup>四合也、以上十合云々、元々六合</sup>

以上に示したように、政家は応仁・文明の乱が本格化する上京の戦いの直前に、醍醐寺宝池院の文庫に記録6合を預けた（【史料 3】）。そして、翌月には父の房嗣が追加で4合の櫃を三宝院に預け、醍醐寺に預けられた記録は合計10合となる（【史料 4】）。なお、この時の醍醐寺には政家実兄の政深が入寺しており、房嗣も戦乱の激化により同所へ避難していた（水野 2017）。こうした状況を踏まえれば、醍醐寺へは政深を頼るかたちで記録が疎開されたと考えるのが自然であろう<sup>11</sup>。なお、政深は応仁2年（1468）に三宝院

<sup>10</sup> 『後知足院関白記』 応仁元年（1467）5月18日条（陽明叢書より。以下、同影印本による）。

<sup>11</sup> 【史料 3】に見るように、宝池院に文庫が存在していたことも、同所が記録の疎開先となった重要な要因であろう。

門跡に就任するものの、その翌年の文明元年（1469）には醍醐寺を追放されており、同所への記録疎開は先述の応仁元年（1467）の記事を最後に見られなくなっている。このことは、醍醐寺への記録疎開が政深との関係に依存して行われたものであったことを裏付けていよう。

このように一門が入寺している寺院へと記録を疎開させるのは、他の撰関家においても見られる行動であった。例えば、応仁・文明の乱が発生した時、興福寺大乘院では尋尊（一条兼良子息）が門跡に就任しており、その後継者として政覚（二条持通子息）が入寺していた。そのため、一条家や二条家は自家の記録を大乘院へと疎開させている（小川 2008・安田 2021）。近衛家の記録疎開方針は、他の撰関家とも共通する性格を有していたといえよう。

ただし、『後法興院記』は文明元年（1469）から同 10 年（1478）にかけて欠落しており、先に見た実相院や醍醐寺への記録疎開以降、乱中における記録の疎開がどのように展開したのかを通時的に明らかにすることは難しい。以下に示すのは、当該期における近衛家の記録疎開状況の一端をうかがわせる数少ない史料である。

【史料 5】『晴富宿禰記』文明 10 年（1478）12 月 20 日条（図書寮叢刊）

後聞、大原日光坊炎上、此坊綾小路中納言<sup>有俊</sup>入道五節方文書・部類例等尽<sub>淵底</sub>代々沙汰置明鏡文書三合預置之処、一紙不<sub>レ</sub>残焼失、以前大嘗会五節悉皆以此文書被<sub>レ</sub>沙<sub>二</sub>汰<sub>一</sub>之、自余更不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>文書<sub>一</sub>、只公道之衰微、力不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>之次第<sub>一</sub>、<sup>（綾小路有俊）</sup>号<sub>二</sub>樂<sub>一</sub>林軒<sub>二</sub>来臨之時、拭<sub>レ</sub>涙被<sub>レ</sub>語<sub>レ</sub>之、又近衛殿御文書同被<sub>二</sub>預置<sub>一</sub>、此所十七合焼失云々

これは大原日光坊という施設が火災に遭い、綾小路家の記録が焼失した際の史料である。同所には「近衛殿御文書」も預けられており、17 合が焼失したという。応仁・文明の乱はこの前年に終結していたが、当該期の政家は自邸を戦火で失ったままであり（高群 1985）、乱中に疎開させた記録がそのままになっていた可能性がある。この大原日光坊という施設の詳細は明らかにしがたいが、実相院が所在した岩倉の東には御霊殿領の大原村が所在しており（湯川 1982）、同地の施設であった可能性が想定される。御霊殿は近衛家の嫡女によって相承された邸宅であり、この頃自邸を失って南都に逃れていた政家は、南都から上洛する際の宿所として同所を用いていた（渡辺 2006）。推測の範疇に留まるが、こうした事情によって御霊殿領に所在する施設へと記録の一部が疎開されていたのではないだろうか。

しかし、このような事情で近衛家の記録が大原日光坊に疎開されていた場合、なぜ同

所に綾小路家の記録も疎開されているのかが問題となろう。同家が特に近衛家と深い所縁を有していた徴証は見出すことができず、この点については明らかにしがたい。大原日光坊への記録疎開の実態について本稿で指摘しえたのは可能性の一つに過ぎず、さらなる検討が必要であろう。

## 第2節 足利将軍家の内紛と記録疎開先の変化

応仁・文明の乱が終結して以降も、政家は主に実相院に対して記録の疎開を続けた。文明19年(1487)の段階でも実相院には「記録廿合」が預けられていたことが確認でき<sup>12</sup>、同年に将軍足利義尚が近江の六角高頼征討に出陣した際にも、政家は記録5合を同所に疎開させている<sup>13</sup>。

しかし、この事例を除けば、文明11年(1479)から明応元年(1492)に至るまで、記録の疎開記事は見られない。また、長享3年(1489)には、政家は新造した糸桜御所に文庫を立柱し<sup>14</sup>、自らの手元でも記録の虫払を実施している<sup>15</sup>。政家は新たな自邸において記録を管理する環境を整えていたのであろう。他家に目を向けても、延徳2年(1490)には興福寺大乘院に疎開されていた一条家の記録が当主の冬良のもとへ返却されている(小川2008・安田2021)。応仁・文明の乱が終結し、京都の政治情勢が一応の安定を見たことにより、この頃には記録管理のあり方についても平時への回帰が志向されていたと考えられる。

しかし、明応2年(1493)以降は再び京都周辺の政治情勢が不安定化し、政家の日記にも記録疎開の記事が増えていく。その契機となったのが、将軍足利義材が廃された明応の政変と、それによって激化した将軍家の内紛である。

【史料6】『後法興院記』明応2年(1493)4月23日条(陽明叢書の影印本により補訂)  
 辰刻許、畠山<sup>(教長)</sup>尾張守宿所自放火、留守者共没落云々、彼被官在所等悉破却云々、  
<sup>(光忠)</sup>葉室宿所其外被官人在在所等悉令破却云々、又大樹連枝在所々々三宝院、曇花院等

<sup>12</sup> 『後法興院記』文明19年(1487)7月13日条(後掲【史料12】)。

<sup>13</sup> 『後法興院記』長享元年(1487)9月10日条。

<sup>14</sup> 『後法興院記』長享3年(1489)7月23日条。

<sup>15</sup> 前掲注7。なお、この頃の政家の動向を確認すると、文明11年(1479)以降は家司の進藤長泰のもとに寄寓しており、同16年(1484)になって御霊殿跡地に新造した糸桜御所に移っている(高群1985)。

悉破却、濫妨言語道断事云々、自<sup>(道興)</sup>聖門<sup>(聖護院)</sup>給<sup>(実相院)</sup>使者<sup>(実相院)</sup>間記録重書等十一色預<sup>(聖護院)</sup>進<sup>(聖護院)</sup>長谷  
一、実門<sup>(実相院)</sup>辺之儀就<sup>(実相院)</sup>南瀧院事<sup>(実相院)</sup>種々有<sup>(実相院)</sup>雑説<sup>(実相院)</sup>云々

これは明応の政変によって將軍位を廃された足利義材の関係者らの宿所が襲撃され、破却された時の史料である。「自<sup>(道興)</sup>聖門<sup>(聖護院)</sup>給<sup>(実相院)</sup>使者<sup>(実相院)</sup>」とあるように、この政変に際して使者を送って政家に記録の疎開を勧めたのは、聖護院門跡となっていた実兄の道興であった。聖護院は洛北の長谷に位置した門跡寺院であり、この時は同所が実相院に代わる記録の疎開先となったのである。

それでは、なぜこの時は実相院ではなく、聖護院に記録が疎開されたのであろうか。ここで改めて【史料 6】を確認すると、政変に際して將軍御連枝が入っていた諸寺院までもが襲撃の対象となっていたことが分かる。森成史氏の検討によれば、特に日野富子は義材の親族に至るまで殺害しようとする強硬姿勢を示していたという（森 2022）。また、この頃の実相院にも廃位された足利義材の実弟である義忠が入寺しており（高鳥 2021）、【史料 6】においても、実相院周辺に南瀧院（実相院の末寺）をめぐる雑説があったことを示す記述が見える。雑説の詳細は不明とせざるを得ないが、以上に見た状況を踏まえれば、政変の余波で実相院やその末寺が襲撃される可能性が危惧されたと考えるのが自然であろう。政家や道興はこうした治安状況の悪化を念頭に置いたうえで、特に保護すべき記録を聖護院に疎開させたと考えられる。

この時の記録疎開については『雑事要録』に詳細な記述があり<sup>16</sup>、『後深心院関白記』（近衛道嗣の日記）が聖護院に運び込まれていることも分かる。同記録が政家の新邸から聖護院に移されたのか、実相院から聖護院に移されたのかは判然としないが<sup>17</sup>、第 3 章に後述するように同記録は政家が先例の典拠として特に重視し、頻繁に引勘したものであった。そのため、万が一にも戦火に遭わないよう、念のため聖護院へと移されたのであろう。また、その他の部類記などは子息の良誉が入寺していた興福寺一乗院や家領荘官の林

<sup>16</sup> 『雑事要録 十六』明応 2 年（1493）4 月 23 日条（京都府立京都学・歴史館にて電子データ閲覧〈陽明文庫デジタル資料：一般文書目録 25782〉）。当該箇所は羽田聡氏による翻刻あり（羽田 2012）。なお、羽田論文掲載の表にも示される通り、『雑事要録』には他にも記録疎開に関する記載が見られるが、基本的には『後法興院記』に記される以上の情報は乏しく、明応の政変に伴う記録疎開についてのみ特に詳細に記録していると評価できる。

<sup>17</sup> 羽田聡氏はこの時まで政家が『後深心院関白記』を手元に置いていたとしているが（羽田 2012）、後掲の【史料 11】に見えるように、同記録は文明年間には既に実相院に預けられており、実相院から聖護院へと疎開されたと見るのが自然であるように思われる。ただし、政家が応仁・文明の乱の収束を受けて同記録を手元に戻した可能性も否定できないため、結論は保留したい。

氏が居住していた宇治三室戸寺などへ運び込まれている<sup>18</sup>。

なお、政家は同年閏4月には聖護院に預けた記録を実相院に移し、1箇所にもとめてい  
る<sup>19</sup>。政変による混乱が落ち着きを見せたことを踏まえ、記録を実相院に移したのであ  
ろう。以上の経緯からは、基本的には実相院を主な記録の疎開先としつつも、緊急的な疎  
開先として聖護院など他の寺院を利用するという方針がうかがえよう。以降も政家は実相  
院を主な記録疎開先として利用し続けており、同所を特に重視していたことが見て取れる  
（【表2】参照）。

また、実相院以外に政家が記録を疎開させた場所に目を向けると、宇治三室戸に居住  
する荘官の林氏<sup>20</sup>や木幡執行<sup>21</sup>、聖護院門下の院家であった上乘院<sup>22</sup>、実兄の景陽軒<sup>23</sup>  
などが確認できる。これらはいずれも政家と血縁や地縁で結びついた相手と見ることがで  
きる。政家は実相院を記録疎開の基軸に置きながらも、その他の縁者（一門や荘官など）  
を頼りながら記録の疎開を展開したといえよう。

しかし、明応7年（1498）頃になると、応仁・文明の乱以来の、実相院に基軸を置く  
記録疎開の方針にも変化が生じ始める。その端緒を示すのが次の史料である。

【史料7】『後法興院記』明応7年（1498）閏10月13日条

此間（北小路降乗）越前上座隆乗令在京、今日下（北小路降乗）向南都間、以（北小路降乗）此便宜記録三荷除日記、四合、唐櫃、  
雜々記、皮子二、人生  
馬、小（北小路降乗）預遣南都櫃四合内除目三合、深一合也

【史料8】『後法興院記』明応8年（1499）7月17日条

晴、荷物共遣（加治）南都、至宇治此方之兵士送之、南都宇治マテ来也、左京亮一人  
南都マテ罷下向  
重書、雜々記二合、装束櫃二合、雜例二合、改元本書類二合、古今御記、茶碗鉢、  
茶碗類、嘉上嘉下二合、長唐櫃一、箏一張、小桶、大膳大夫一合、以上十九種

<sup>18</sup> 『後法興院記』『雑事要録 十六』明応2年（1493）4月25日条。なお、林氏については（湯川 1986）、良誉については（湯川 1981）を参照。

<sup>19</sup> 『後法興院記』明応2年（1493）閏4月23日条。

<sup>20</sup> 前掲注18。

<sup>21</sup> 木幡は宇治の地名。「木幡森坊」という人物が近衛家領畑郷の荘官を務めた（湯川 1986）。『後法興院記』明応3年（1494）8月26日条、同8年（1499）7月17日条。

<sup>22</sup> 『後法興院記』明応9年（1500）5月29日条、同9月17日条。なお、史料上では「伽耶坊」と見えるが、これは上乘院の住持をつとめた清智のことである（近藤 2011）。

<sup>23</sup> 『後法興院記』明応2年（1493）閏4月24日条。

これは、政家が諸記録やその他の家財などを興福寺一乗院に移動させた時の史料である。特に【史料 8】に目を向けると、「古今御記（＝父祖の日記）」をはじめとして、これまで実相院に預けられていた記録が一乗院に移されていることが分かる。そして、これ以降実相院への記録疎開記事は急激に減少し、代わって一乗院への記録疎開記事が頻繁に見られるようになっていく（【表 2】参照）。この時期を境に、近衛家の主な記録疎開先は実相院から一乗院に転換したといえる。

それでは、なぜ政家は実相院から一乗院へ記録の疎開先を転換させたのであろうか。その背景の一つに想定されるのが、明応の政変で將軍位を廃された前將軍足利義材の動向である<sup>24</sup>。政変による失脚の後、義材は越中へと逃れ、復位を目指して京都政界との和平交渉を展開していた。しかし、明応 7 年（1498）に入ると交渉は決裂し、同 8 年（1499）になると、義材は河内の畠山尚順と結んで上洛戦を本格化させることとなる。政家が実相院から一乗院へと記録の疎開先を転換したのは、このように京都を取り巻く政治情勢が激変した時期であった。

特に【史料 8】に示したのは義材が京都を目指して進軍を開始した時期に行われた記録疎開であり、政家は戦火が京都に及ぶより前に、父祖の日記を中心とする諸記録を遠所に預けようとしたと考えられる。実相院には先述の通り義材実弟の義忠が政家の猶子となって入寺していたため、義材の上洛戦に際して同寺が戦乱に巻き込まれる危険も考慮されたのであろう。このように、政家は京都を取り巻く政治情勢の変化に目を配りながら、より安全な場所へ記録を移動させようと努めたのである。

### 第 3 節 世代交代による記録疎開先の変化

以上の通り、政家は応仁・文明の乱を契機に父祖の日記をはじめとする諸記録を実相院に移し、以降も同所を主な記録の疎開先として利用した。そして、明応の政変に端を發する將軍家の内紛が激化すると、これらの諸記録は興福寺一乗院へ移された。しかし、記録の疎開先はこうした政治情勢のみに規定されていたわけではなく、疎開先となった各寺院の状況も重要であった。例えば、当該期における実相院の状況に目を向けると、門跡をつとめていた政家実兄の増運が明応 2 年（1493）に逝去し、政家の猶子として実相院に入寺していた義忠（足利義材実弟）も文亀 2 年（1502）に管領細川政元に殺害されている。羽田聡氏はこれによって近衛家と実相院の関係が途絶えてしまい、実相院への記録疎

<sup>24</sup> 足利義材の政治的動向については（山田 2016）に依拠した。

開が行われなくなったとの見通しを示している（羽田 2012）。ただし、実相院内部における状況の変化はより段階的に生じたものであり、羽田氏の見通しにはより詳細な議論の余地が残っている。以下、当該期における実相院と一乗院の状況に目を向け、記録疎開先の変遷要因をより具体的に検討しておきたい。

まず、当該期の実相院において注目されるのは、既に高群逸枝氏が明らかにしているように、文明 13 年（1481）以降、近衛房嗣（政家の父）および一門の女性たち（政家の姉・姪）が宿坊を借りて居住するようになっていたことである（高群 1985）。同氏の整理に従えば、房嗣が長享 2 年（1488）に逝去して以降も政家の姉たちが実相院宿坊への居住を継続しており、明応年間を通してこの状況は続いていた（【表 1】参照）。このことは、当該期において政家が実相院を記録の疎開先として重視した要因としても見逃せないものであろう。すなわち、文明～明応年間における実相院は、政家実兄の増運が門跡をつとめていただけでなく、近衛家の一門が集住した寺院だったのである。政家は記録を実相院に預けることによって、その管理を一門に委ねていたと考えられる。

しかし、こうした状況も政家期を通して持続したわけではない。長享年間に入ると、実相院宿坊に居住していた姪の奥御所、父の房嗣が他界し、明応年間に入ると、同寺の門跡をつとめていた兄の増運のほか、姉たちも相次いで没している（【表 1】参照）。明応 7～8 年（1498～99）の時期になると政家は実相院から一乗院へ記録の疎開先を転換させることになるが、この時期において実相院に居住する一門は、実姉の端御所と茶々御所の 2 名を残すのみであった。

なお、同寺には政家の猶子となった足利義材実弟の義忠も入ってはいたが、ここまで見たように義忠の政治的立場は安定していたとは言いがたい。政家は義忠を猶子に迎える際にも將軍足利義澄の意向を憚って逡巡していたことが確認でき<sup>25</sup>、実際に政家の懸念は義忠殺害という形での中することになる。こうした点を考慮すれば、義忠は政家が安心して父祖の日記を預けられる相手ではなかっただろう。実相院に集住していた一門が続々と逝去する中、政家は義忠生前の段階で、実相院に代わりうる記録の疎開場所を確保する必要に迫られていたといえる。

では、なぜ一乗院は実相院に代わる記録の疎開先として浮上してきたのであろうか。まず当該期における一門の状況に目を向けると、存命している中で門跡寺院に入寺していたのは聖護院門跡の道興（政家実兄）と一乗院に附弟として入っていた良誉（政家子息）

<sup>25</sup> 『後法興院記』明応 3 年（1494）4 月 21 日条。政家と義忠の関係については高鳥廉氏による検討がある（高鳥 2021）。

の2名であったことが分かる<sup>26</sup>。実相院に代わる記録疎開先の候補となりえたのは、この両寺であったと考えることができよう。しかし、道興は明応7年（1498）には68歳と当時としては高齢であり、文亀元年（1501）には死去している（近藤 2018a）。こうした状況では、聖護院は記録の疎開先として有力な選択肢とはなりえなかったと考えられる。単純な結論にはなるが、他に有力な選択肢がなかったのが一乗院に記録が疎開された最大の要因であったといえよう。実相院・聖護院から一乗院への記録疎開先の変化は、こうした近衛一門の世代交代によって発生したものとして捉えられる。

なお、政家の糸桜御所は明応9年（1500）に火災に遭っているが<sup>27</sup>、政家はこの火災に際して記録を疎開させた様子はなく、記録が被害に遭ったことを示す記述も残していない。そのため、少なくとも父祖の日記など家の存立に関わるような重大な記録については、既に一乗院やその他の寺院に疎開させていたと考えておきたい。

【表 1】実相院に居住した近衛家の一門

人名	政家との続柄	死去年月日	備考
奥御所	姪	長享元年(1487)9月29日	
近衛房嗣	父	長享2年(1488)10月19日	
増運	兄	明応2年(1493)11月26日	実相院門跡
宝珠院	姉	明応4年(1495)10月5日	
瑞光院	姉	明応5年(1496)11月25日	
端御所	姉	明応9年(1500)12月2日	
茶々御所	姉	不祥 (終見:明応9年(1500)7月30日)	
義忠	猶子	文亀2年(1502)8月6日	将軍義澄の命により殺害

（高群 1985）をもとに作成。死去年月日順に配列。

<sup>26</sup> 近衛尚通略系（東京大学史料編纂所編 2011b）参照。良誉は文明16年（1484）に附弟として一乗院に入寺しており、明応の政変に際しても部類記などの記録を政家から預けられていた（前掲注18）。そして、文亀2年（1502）年に門跡の教玄が隠居すると、良誉はその跡を継いで一乗院門跡となった（『大乘院寺社雑事記』文亀2年（1502）8月27日条・同9月16日条〈続史料大成に依拠〉）。

<sup>27</sup> 『後法興院記』明応9年（1500）7月28日条。

## 第2章 近衛尚通による記録疎開

### 第1節 興福寺一乗院への記録疎開とその途絶

近衛政家は永正2年(1505)に逝去し、子息の尚通が跡を継いだ。本章では主に尚通が記した『後法成寺関白記』<sup>28</sup>の検討を通して、尚通期の記録疎開について検討を進めていきたい。

前章で見たように、政家は兄弟や子息などの一門が入寺した寺院に記録を疎開させており、明応8年(1499)には興福寺一乗院に父祖の日記を疎開させていた。尚通もまたこうした方針を継承しており、基本的には一乗院を主な記録の疎開先として利用している(【表2】参照)。尚通は大永3年(1523)にも一乗院から「家記(=父祖の日記)」を取り寄せており<sup>29</sup>、少なくとも明応8年(1499)から大永3年(1523)の時期には、一乗院は近衛家における父祖の日記を保管する役割を担っていたと考えられる。

しかし、この大永3年(1523)を最後に、『後法成寺関白記』の記事を欠く同4~5年(1524~25)を経て、同6年(1526)以降には一乗院への記録疎開が全く見られなくなる。この時期、一乗院では良誉の附弟となった尚通子息の覚誉が門跡の地位を継承しており(湯川 1981)、近衛家と一乗院の関係はより一層強化されているだけに、同所への記録疎開が途絶えているのは不可解な現象といえよう。それでは、なぜ尚通は一乗院への記録疎開を行わなくなったのであろうか。その背景として、まずは当該期における政治情勢に目を向けることとしたい。

この時期の状況で注目されるのは、足利将軍家・細川京兆家の内紛が再燃したことにより、大永7年(1527)に将軍足利義晴と管領細川高国が京都から没落したことである。これにより京都は将軍・管領ともに不在となり、畿内近国の各所にも戦乱が波及した。一乗院が所在する大和国も例外ではなく、享禄元年(1528)から翌年にかけて柳本賢治(足利義維・細川晴元方)の侵攻を受けた(永島 1994)。このような状況下において幾度も京都と南都の間で記録を移動させることはリスクが大きかったと考えられよう。推測の範疇に留まるが、一乗院への記録疎開が途絶した直接的な要因としては、以上のような政治情勢の変化を想定しておきたい。

しかし、このような要素だけではなく、それ以前の永正年間の段階で、尚通は一乗院を記録の疎開先とすることを不便に感じていた様子もうかがえる。こうした点も疎開先転換の伏線として評価できよう。尚通の思いを示唆するのが次の史料である。

<sup>28</sup> 大日本古記録の刊本に依拠した。

<sup>29</sup> 『後法成寺関白記』大永3年(1523)10月閏3月6日条。

【史料 9】近衛尚通書状案（『後法成寺関白記』永正 5 年（1508）冊紙背文書③）<sup>30</sup>

不<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>芳札承悦候、誠京中不慮錯乱驚歎此事候、於<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>今更<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>安堵思<sub>レ</sub>候、  
可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>賢察<sub>レ</sub>候、兼又硯送給候、懇志之至祝着<sup>難<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>候</sup>、〇〇千載集事、忿劇之時分 預<sub>レ</sub>  
置遠所<sub>レ</sub>之間、召<sub>レ</sub>寄從<sub>レ</sub>是必可<sub>レ</sub>進入<sub>レ</sub>候、于<sub>レ</sub>今遅々背<sub>レ</sub>本意<sub>レ</sub>候、来春与風上洛候  
者、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>本望<sub>レ</sub>候、毎時期<sub>レ</sub>後信<sub>レ</sub>候也、仍〇〇件、

十二月十四日

<sup>（春蘭寿崇）</sup>  
雲門庵

これは尚通が美濃正法寺雲門庵の春蘭寿崇（斎藤妙純の弟）に宛てた書状の案文である。ここで尚通は戦乱を避けて「遠所」に疎開させていた千載和歌集を取り寄せ、寿崇に贈る旨を記している。そして、尚通はこの文書と同内容の紙背文書を計 4 通残しており<sup>31</sup>、その中の 1 通には尚通が千載和歌集を預けていたのが「南都（＝興福寺一乗院）」であったことが明記されている<sup>32</sup>。これらの点を考え合わせれば、尚通にとって一乗院は「遠所」であり、「遅々背<sub>レ</sub>本意<sub>レ</sub>候」と記すように、取り寄せに手間や時間を要する点で不便に感じていたことがうかがえる。

また、尚通はこの音信に際して、寿崇に「土岐刃事よきように憑存候」とも依頼していた<sup>33</sup>。この点を考慮すれば、この贈物は美濃守護土岐政房との交渉を見据えたものであったと考えるべきであろう。『後法成寺関白記』を瞥見する限りにおいても、尚通は能登畠山氏、後北条氏、扇谷上杉氏、今川氏、土岐氏、大内氏、島津氏をはじめとする列島各地の地域権力に対して盛んに典籍を贈り、密接な関係を結んでいたことが確認できる（東京大学史料編纂所編 2011a）<sup>34</sup>。すなわち、このように各地の地域権力に典籍を贈るのは尚通にとって稀な出来事ではなく、「遠所」である一乗院から贈物を取り寄せる機会も多かったものと思われる。こうした点も尚通が記録の疎開先を京都近郊に求めるようになった要因の一つと想定できよう。以上のような状況の変化が重なったことにより、尚通期には記録の疎開先が洛中や京都近郊に収斂していったと考えておきたい。それでは、一乗院に代わって尚通はどこに記録を疎開させるようになっていったのであろうか。

<sup>30</sup> 刊本（大日本古記録）に従い、欠落箇所を補って掲出した。

<sup>31</sup> 『後法成寺関白記』永正 5 年（1508）冊紙背文書③～⑥。【史料 9】を含めて 4 通。

<sup>32</sup> 『後法成寺関白記』永正 5 年（1508）冊紙背文書⑤。

<sup>33</sup> 前掲注 32。

<sup>34</sup> なお、筆者は近衛家と地域権力との頻繁な交流は尚通期において顕在化したもので、その後の植家期における近衛家の活動にも多大な影響を及ぼしたと考えている。この点については別稿を期することとしたい。

【史料 10】『後法成寺関白記』大永 6 年（1526）10 月 28 日条

陰、就<sub>二</sub>世上物念<sub>一</sub>、少々家記預<sub>二</sub>遣之<sub>一</sub>、<sup>（道増）</sup>聖門へ九色、三室戸へ九色也、<sup>（明岳瑞昭）</sup>慈照寺へ記六一合遣<sub>レ</sub>之、

これは、丹波国で波多野元清・柳本賢治兄弟が挙兵したことによる「世上物念」の状況への対処として、尚通が聖護院、三室戸寺に「家記（＝父祖の日記）」、慈照寺にその他記録を疎開させた際の史料である。ここで各疎開先の状況に目を向けると、聖護院と慈照寺には尚通の子息がそれぞれ入っており、道増が聖護院門跡に、明岳瑞昭が慈照寺蔵主に就任していた<sup>35</sup>。また、三室戸寺は近衛家領荘官の林氏が居住し、政家期から記録の預け先となっていた寺院である<sup>36</sup>。こうした点を踏まえれば、尚通は政家と同様に各所の寺院に子息を入寺させ、疎開先として活用する志向性を有したといえよう。

なお、次節で検討するように、これ以降の尚通は比叡山延暦寺や山科本願寺など、血縁や地縁が見出されない相手にも記録を預けるようになるが、その際には【史料 10】に見えるような「家記」の疎開は見られない。こうした父祖の日記については、従前通り、血縁や地縁を有する自家の関係者に管理を委ねていたものと考えられる。

## 第 2 節 血縁・地縁のない相手への記録疎開

前節で見たように、尚通は一門や家領荘官などの自家の関係者を記録の疎開先とする志向性を政家から受け継いでいた。その一方、尚通は血縁や地縁が見出されない相手に対しても記録を疎開させるようになっていく。この点は既に羽田聡氏によって「有縁の場所のみを頼る政家にたいし、尚通はそれ以外も積極的に活用している」と指摘されているところである（羽田 2012: 21）。同氏の理解は本稿でも継承したいが、ここで踏み込んで検討しておきたいのは、どこまでを「有縁」の場所とするかである。羽田氏は、ここまで見てきたような地縁や血縁を介する結びつきを指して「有縁」としているが、本稿ではその他の紐帯にも目を向けておきたい。

例えば、尚通は鎌倉期以来の氏寺であった高山寺<sup>37</sup>や、近衛道嗣子息の日秀が開山し

<sup>35</sup> 道増の動静については（近藤 2018b）。明岳瑞昭の慈照寺蔵主就任については『後法成寺関白記』永正 14 年（1517）3 月 27 日条。

<sup>36</sup> 前掲注 18。

<sup>37</sup> 『後法成寺関白記』永正 8 年（1511）8 月 8 日条・同 20 日条。

たという寺伝を有する本満寺<sup>38</sup>に対して記録を疎開させていることが確認できる。これらの寺院と近衛家の関係そのものは尚通期に始まるわけではないが、同地に記録を疎開させる事例は政家期には見られない。政家は法華宗を篤く信仰しており、本満寺と近衛家の関係は政家期には既に密接化していたことが知られるが（中尾 1980・長崎 2019）、それでも同寺は記録の疎開先としては用いられていなかったのである。尚通はこのような記録疎開に活用されていなかった「縁」にも着目し、疎開先を増やしていったといえる。

なお、このように信仰や由緒などに基づいて寺院に記録を預けるのは、他の公家においても見られる行動であった。相川浩昭氏の検討によれば、室町中期の万里小路家も氏寺の浄蓮華院や、一門の臨終に際して善知識をつとめてきた浄花院などの寺院に記録を預けていたという（相川 2010）。尚通の行動の背景には、こうした公家社会における慣習があったものと想定できる。

しかし、自家との間にこうした所縁が存在しない相手に対しても、尚通は記録を疎開させるようになっている。この点を踏まえると、やはり先述の羽田氏の指摘は正鵠を得ているといえよう。以下、その具体的な様相を検討しておきたい。

注目されるのは、永正年間以降見られるようになる、禁裏への記録疎開である。永正4年（1507）の細川政元暗殺にともなう争乱、翌5年（1508）の前將軍足利義材による二度目の上洛戦、同17年（1520）の三好之長による上洛戦など、足利將軍家や細川京兆家の分裂に起因する争乱に際して、尚通はしばしば禁裏に記録を疎開させていた<sup>39</sup>。なお、戦国期禁裏空間の性格については既に清水克行氏による研究があり、戦乱に際して都市民衆が家財とともに避難する場となっていたことが指摘されている（清水 1998）。また、これを受けた松蘭齋氏の検討により、明応年間を境に天皇家が外部に記録を疎開させる現象が見られなくなり、逆に禁裏に公家らが記録を疎開させるようになることが明らかにされている（松蘭 2003）。同氏の検討によれば、近衛家のほかにも、山科家、中御門家、三条西家などの諸家が禁裏に記録を疎開させていたという。尚通は自家で独自に確保していた疎開先だけではなく、このように公家社会で共有されていた疎開場所も積極的に活用していったといえる。

なお、このように尚通が自家の関係者ではない相手に記録を預ける事例は、禁裏への記録疎開にのみ見られるものではない。大永6年（1526）以降、興福寺一乗院への記録疎開記事が見られなくなるのと軌を一にするようにして、尚通は洛中や京都近郊を中心

<sup>38</sup> 『後法成寺関白記』享祿4年（1531）6月15日条・同17日条・同7月2日条・同9月19日条。

<sup>39</sup> 『後法成寺関白記』永正4年（1507）6月25日条・同7月26日条・同27日条・同5年（1508）3月25日条・同17年（1520）2月17日条・同6月24日条。

に、先に見た本満寺のほか、比叡山延暦寺<sup>40</sup>や山科本願寺<sup>41</sup>、袋屋（洛中の土倉）<sup>42</sup>などに記録を預けるようになる（【表 2】参照）<sup>43</sup>。これらに共通するのは、本満寺を除けば従前からの近衛家との所縁を見出せる相手ではないということである。松蘭斎氏の整理に従えば、延暦寺や本願寺は山科家も記録や衣類の疎開先として利用していることが確認でき（松蘭 2003）、先に見た禁裏と同様、他の公家からも記録の疎開先として意識されていたことがうかがえる。

それでは、なぜ尚通は特に深い所縁を持つわけでもない各所に記録を預けていったのであろうか。この点に関わって注目されるのは、前節でも見たように、この時期には將軍足利義晴と管領細川高国が共に京都から没落していたことである。尚通などの公家にとって、これは従前のように武家権力による保護を受けることが難しくなったことを意味する。尚通は特に細川高国と密接な関係を築いており、その保護を受けることで家門の維持を図っていたとされる（鳥江 2012・小谷 2015）。そのため、小谷量子氏が指摘するように、高国が没落して以降の尚通は各所の有力者との連絡を活発化させ、情報収集や家門維持に努めていた（小谷 2020）。

こうした状況を踏まえて次に注目したいのは、近衛家から本願寺への記録疎開を「預物」とみなした井戸裕貴氏の研究である（井戸 2025）。「預物」とは、寺社などが個人から家財などを預かる習俗のことであり、この契約関係により、預ける側と預かる側との関係が構築されていったと考えられている（藤木 2009）。井戸氏はこうした預物を介した接触から近衛家と本願寺の関係が密接化していったと指摘している。こうした視角は近衛家と他の疎開先の関係にも敷衍することができよう。すなわち、將軍足利義晴や管領細川高国の没落によって京都に政治権力の空白が生じる中で、尚通は新たに京都周辺の有力な権門寺院との関係を構築し、情勢の変転に対応しようとしたと考えられる。大永 6 年（1526）以降、享禄年間を中心に活発化する延暦寺や本願寺などへの記録の移動は、以上のような政治情勢を背景に引き起こされたものとして捉えることができよう。

<sup>40</sup> 『後法成寺関白記』大永 6 年（1526）11 月 5 日・同 8 年（1528）7 月 20 日条・同 8 月 3 日条。

<sup>41</sup> 『後法成寺関白記』大永 8 年（1528）5 月 24 日条・同 9 月 17 日条・同 9 月 21 日条・享禄 2 年（1529）6 月 12 日条・同 3 年（1530）7 月 8 日条・同 4 年（1531）3 月 28 日条・同 29 日条。

<sup>42</sup> 『後法成寺関白記』享禄 4 年（1531）8 月 13 日条。袋屋は越前府中の小袖屋が戦乱を避けて「つくも茄子」を預けた土倉であり（木村 2011）、近衛家以外からも家財などを預かっていたことが判明している。

<sup>43</sup> 尚通は「佐野」（『後法成寺関白記』享禄 2 年（1529）6 月 12 日条）、「小川」（『後法成寺関白記』享禄 5 年（1532）6 月 9 日条）などにも記録を預けているが、その素性については明らかにしたい。

### 第3章 記録の疎開と利用の両立

以上、戦国期において近衛家の記録疎開先がいかに変遷したのかを概観し、そうした変化が京都を取り巻く政治情勢や、一門の世代交代と密接に連動していたことを指摘した。しかし、撰関家を含め、中世の公家らが父祖の日記から先例を引勘して公事を遂行していたことを考慮すれば、記録の疎開が通常の公事遂行に支障を生じさせた可能性も想起されよう。松蘭齋氏によれば、応仁・文明の乱以降は公家らが自家の記録を各所へと疎開させた結果、公事遂行にあたって必要な記録が手元にない状況が長期化し、公事情報は死蔵されていったという（松蘭 2006）。

たしかに、第2章でも見たように、近衛家においても遠所に疎開させた記録を取り寄せる際に時間や手間がかかったのは事実であり、戦国期において松蘭氏が述べるような状況が生じていたことは否定できない。しかし、こうした状況下においても、政家や尚通が自家の記録を引勘する事例は定期的に見出すことができ、記録を利用し続けるための努力を垣間見ることができる。以下、その具体的な様相を検討しておきたい。

まずは、既に羽田聡氏が指摘しているように、政家や尚通が『後深心院関白記』（近衛道嗣の日記）をたびたび引勘し<sup>44</sup>、先例情報の典拠として利用していたことに目を向けたい（羽田 2012）。中世においてはより近い時代の先例が重視される傾向があり、羽田氏はこうした慣習により同記録が重視されたとしている。付言すれば、室町殿に関わる先例を求められた結果、自然と比較的近い時代のものが重視されたとも考えられよう<sup>45</sup>。

それでは、政家や尚通は同記録を疎開させず、手元に置き続けていたのであろうか。この点に関わり注目されるのが次の史料である。

【史料 11】『後深心院殿御記新写<sup>自延文元年  
至貞治六年</sup>愚管上』 奥書<sup>46</sup>

京中近年回禄之災連続之間、本御記預<sup>美相院准后</sup>置石蔵坊<sup>一</sup>、雖<sup>レ</sup>然為<sup>レ</sup>安<sup>一</sup>座右<sup>一</sup>、企<sup>一</sup>新

<sup>44</sup> 『後法興院記』文正元年(1466)6月12日条、同9月21日条、文明15年(1483)3月15日条、同18年(1486)正月17日条、長享2年(1488)5月5日条、明応3年(1494)12月29日条、同5年(1496)2月10日条、同6年(1497)正月11日条、文龜2年(1502)7月27日条、同3年(1203)2月8日条、『後法成寺関白記』永正6年(1509)6月9日条。

<sup>45</sup> 政家や尚通はしばしば『後深心院関白記』より足利義満の先例を引勘している。石原比伊呂氏によれば、義満の先例は特に義教期において重視され、撰関家においても二条持基や一条兼良らは義満の先例を駆使して朝廷内における立場の強化を図っていたとされる（石原 2011）。このように義満の先例が重視される状況が戦国期も続いていたとすれば、政家や尚通が『後深心院関白記』を特に重視したのもうなずける。この点についてはより詳細な検討が必要であろう。

<sup>46</sup> 京都府立京都学・歴彩館にて電子データ閲覧〈陽明文庫デジタル資料：〔函号〕14-40〉。

写一、但御記内朝儀恒例之儀、家中雑事等、於<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>其詮<sub>レ</sub>事<sub>上</sub>者、彙略<sub>レ</sub>之矣

峇文明第十一曆九月廿一日

関白（近衛政家）（花押）

これは、政家が作成した『後深心院関白記』の写本に記された奥書である。ここで政家は同記録の原本を実相院へと疎開させたことを踏まえ、座右に備えるための写本を作成した旨を記している。すなわち、政家は父祖の日記の原本は戦火を避けて疎開させる一方、頻繁に先例引勘の典拠として用いた『後深心院関白記』については、写本を作成して手元に置いていたのである。政家や尚通が実際に引勘に用いていたのは、こうした写本であったと考えられる。

なお、先に示した写本を含め、陽明文庫には政家によって作成された『後深心院関白記』の写本が合計 5 点伝来している（東京大学史料編纂所編 2015）。同記録に政家による写本が多数見られるのも、原本を疎開させざるを得なかったことと無関係ではないだろう。政家は疎開させる記録（原本）と手元に残す記録（写本）を区別することで、記録の疎開と利用の両立を図っていたといえる。

それでは、疎開された記録の方は、そのまま死蔵されてしまったのであろうか。この点に関わって注目されるのは、政家や尚通が疎開先から記録を取り寄せる記事が散見されることである。以下、取り寄せの目的が明瞭な事例を取り上げて検討しておきたい。

【史料 12】『後法興院記』文明 19 年（1487）7 月 13 日条

未明自<sub>レ</sub>石蔵<sup>（実相院）</sup>帰宅、改元部類記一合召寄、仍預<sub>レ</sub>置<sup>（実相院）</sup>石蔵 上坊 記録廿合也

これは、政家が改元に関する部類記 1 合を実相院から持ち帰った時の史料である。この時、朝廷においては文明から長享への改元が議されており、政家には他の撰関家とともに勅問が下されていた<sup>47</sup>。そのため、政家は答申に際して必要となる記録を実相院から取り寄せたのであろう。なお、小堀貴史氏の検討によれば、戦国期の撰関家はこのように勅問相手に選ばれる立場にあり、その答申内容は天皇の意思決定に対しても拘束力を有したとされる（小堀 2025）。また、石原比伊呂氏によれば、特に政家はその豊富な先例知識を天皇や他の公家からも頼みとされ、勅問相手の常連であったという（石原 2018b）。こうした勅問に応える上でも政家は必要に応じて自家の記録を参照したのであり、これらを死蔵せず活用しえたことも、政家が各所からの求めに応じて情報を提供することができた一因であったと考えられる。このように記録を取り寄せて各所からの問い合わせに応じ

<sup>47</sup> 『後法興院記』文明 19 年（1487）7 月 9 日条。

るのは尚通にも見られる行動であった<sup>48</sup>。

ただし、以上に見たのはあくまで近衛家の状況であり、他の公家も同様であったかについては留保を要する。なぜなら、松蘭齊氏が山科家を事例として指摘しているように、こうした記録の頻繁な移動は、家領などから人夫を動員することによって実現していたからである（松蘭 2003）。近衛家においても家領が多く所在した山城国宇治などから人夫を動員して記録やその他家財の移動を行っていた事例を見出すことができ<sup>49</sup>、こうした人夫によって記録の安全な移動が支えられていたことが分かる。しかし、一条家、二条家、九条家をはじめとする他の撰関家においては、家領を維持するために当主や一門が地方へ下向するなど、基本的に在京を維持していた近衛家に比べると経済的な苦境の渦中にあった<sup>50</sup>。これらの諸家が近衛家と同様に家領から人夫を動員し、記録を頻繁に移動させることは困難だった可能性が高いだろう。こうした点については他家の記録疎開状況についてもより詳細な様相を明らかにし、比較検討を行うことが課題となる。

## おわりに

以上、本稿では戦国期の近衛家を主軸として、その記録疎開の様相を概観した。ここまでの検討を踏まえて、近衛家が行っていた記録疎開の特色についてまとめておきたい。

まず指摘できるのは、近衛家は一門や荘官などが管轄する寺院やその院家などを頼りに、記録の疎開を図っていたということである。政家期以来、近衛家が戦乱に際して主な記録疎開先としたのは醍醐寺、実相院、聖護院、興福寺一乗院、慈照寺、三室戸寺など、近衛家の一門や荘官が管轄していた寺院であった。特に近衛房嗣をはじめとする一門が集住していた実相院は、政家期において主な記録疎開先となった。そして、実相院の宿坊に居住する近衛家の一門が減少すると、前将軍足利義材の上洛戦を契機として、政家は記録の疎開先を実相院から興福寺一乗院に転換させた。その後、将軍足利義晴・管領細川高国が京都から没落すると、尚通は記録の「預物」によって従前からの血縁・地縁を持たない諸権門との関係構築を図るようになったとみられるが、「家記（＝父祖の日記）」の疎開先となったのは依然として近衛家の一門や荘官などであった。このように近衛家は一門が管

<sup>48</sup> 『後法成寺関白記』永正13年（1516）3月24日条。

<sup>49</sup> 『後知足院関白記』応仁元年（1467）6月29日条、『後法興院記』明応8年（1499）7月17日条（前掲【史料8】）、永正元年（1504）12月4日条、『後法成寺関白記』大永6年（1526）11月5日。

<sup>50</sup> 戦国期における撰関家の状況は、石原比伊呂氏の一連の研究により概略が整理されている（石原 2017・同 2018a・同 2018b）。近衛家の家領経営については（湯川 2005）に詳しい。

轄する寺院を多数確保し、政治情勢の変転や一門の世代交代に応じて柔軟に疎開先を転換することによって、平安期以来蓄積してきた記録を守り抜いたのである<sup>51</sup>。

それでは、こうした近衛家の記録疎開の在り方を可能にした要因は何だったのであるうか。第一にあげられるのは、撰関家という家格の高さである。そもそも、実相院、聖護院、一乗院をはじめとする門跡寺院において住持をつとめるには、基本的に撰関家以上の家格が必要であった。そのため、同様に記録疎開に奔走した羽林家の山科家に目を向けると、家領のほか比叡山延暦寺や禁裏の諸施設が主な疎開先となっており、血縁者などへの記録疎開はほとんど確認できない（松蘭 2003）。近衛家をはじめとする撰関家が一門を駆使して記録疎開を展開しえたことは、その家格の高さと密接に関係していたといえる。

ただし、他の撰関家においては、近衛家ほどにこまめな記録疎開を行えていなかった可能性がある。例えば、一条兼良は応仁・文明の乱に際して自邸にて記録を保持していたため、戦火によって「数代記録（ママ）」を焼失している<sup>52</sup>。乱に際して兼良が興福寺大乘院へと疎開させたのは辛うじて焼け残った記録であった。小川剛生氏の研究は、その後も火災などの被害を受けて一条家の記録が漸減していったことを明らかにしている（小川 2008）。また、明応4年（1495）には九条政基の邸宅が火災に遭い、40合余りの記録が焼失したという<sup>53</sup>。このように、他の撰関家に目を向けると、自邸で管理していた記録を戦災や火災によって焼失するというパターンが目にとまる。これに対し、幾度も自邸焼失の憂き目に遭っているのは近衛家も同様であるが、その際に記録を焼失したという記述は管見に入らない<sup>54</sup>。近衛家と他の撰関家の間にこうした差異が生じたのはなぜであろうか。

この点を踏まえて第二にあげられるのは、先述したように近衛家が膝下の家領を豊富に維持し、記録の移動に要する人夫を動員できる状態を保っていたことである。上に見たような疎開状況の差異は、家領の経営状況に由来する格差が反映された結果と見るのが適切であろう。もっとも、このように近衛家が豊富に家領を維持しえたのも、政家が足利将軍家や細川京兆家との関係構築に意を注いだ成果であった（石原 2018b）。

なお、尚通の跡を継いだ植家やその兄弟らは将軍足利義晴・義輝父子に近侍し、その都落ちにも同行していたことが知られている（湯川 1998・高梨 1998）。こうした状況下

<sup>51</sup> 【史料5】のように失われたものもあろうが、戦国期以前に遡る記録もまもって現在の陽明文庫に残されている点を考慮すれば、政家や尚通が行った記録疎開には十分な成果があったと評価できよう。

<sup>52</sup> 『大乘院日記目録』応仁元年（1467）9月18日条。

<sup>53</sup> 『実隆公記』明応4年（1495）7月4日条。

<sup>54</sup> 【史料5】のような事例は見られるが、これはむしろ近衛家が記録を疎開させていたことを示すものであり、自邸で記録が焼失したわけではない。

で自家の記録を維持するのは至難の業であったと想像されよう。しかし、種家の日記は残されておらず、近衛家の記録疎開が尚通期以降どのように展開したのかについては明らかにできなかった。こうした点については今後の課題とし、本稿を終えたい。

#### 《参考文献》

- 相川浩昭「室町期における万里小路家の日記・文書類の保管について」（阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、2010年）
- 石原比伊呂「鹿苑院殿佳例」と二条持基」（『史友』43号、2011年）
- 「室町後期の近衛家と他の摂家」（『聖心女子大学論叢』129号、2017年）
- 「室町後期における二条家の停滞」（『聖心女子大学論叢』129号、2018年 a）
- 「近衛政家の台頭」（『聖心女子大学論叢』129号、2018年 b）
- 井戸裕貴「天文の一尙一揆と証如の音信戦略」（『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』26号、2025年）
- 井上幸治『古代中世の文書管理と官人』（八木書店、2016年）
- 今村友亮「撰関家周辺の記録作成と家記形成」（『立命館文学』679号、2022年）
- 宇野日出生「洛北岩倉と実相院門跡」（同編『京都 実相院門跡』思文閣出版、2016年）
- 小川剛生「室町後期一条家の蔵書について」（『室町時代研究』2号、2008年）
- 尾上陽介「中世近衛家の日記目録について」（新川登亀男編『日本古代史の方法と意義』勉誠出版、2018年）
- 小野則秋『日本文庫史研究 上巻』（大雅堂、1944年）
- 木村真美子「大覚寺義俊の活動と近衛家」（『室町時代研究』3号、2011年）
- 小谷量子「三条西邸鷺合と近衛邸の風呂」（同『歴博甲本洛中洛外図屏風の研究』勉誠出版、2020年、初出2015年）
- 「『桑実寺縁起絵巻』と慶寿院の結婚」（同『上杉本洛中洛外図屏風の研究』勉誠出版、2022年、初出2020年）
- 小堀貴史「戦国期の「勅問」について」（『書陵部紀要』76号、2025年）
- 近藤祐介「聖護院門跡と「門下」」（『学習院大学文学部研究年報』57輯、2011年）
- 「道興」（日本史史料研究会編『戦国僧侶列伝』星海社、2018年 a）
- 「道増」（同上、2018年 b）
- 清水克行「戦国期における禁裏空間と都市民衆」（『日本史研究』426号、1998年）

- 末柄豊「洞院公数の出家」(田島公編『禁裏・公家文庫研究 第1輯』思文閣出版、2003年、初出2000年)
- 中尾堯「日蓮宗と貴族の信仰」(同『日蓮信仰の系譜と儀礼』吉川弘文館、1999年、初出1980年)
- 長崎健吾「近衛家に見る戦国期京都の法華宗信仰」(『興風』31号、2019年)
- 永島福太郎「戦国乱世と他国武将の侵入」(『奈良市史 通史2』吉川弘文館、1994年)
- 名和修「陽明文庫の沿革」(田島公編『近衛家名宝からたどる宮廷文化史』笠間書院、2016年)
- 高梨真行「将軍足利義輝の側近衆」(木下昌規編『シリーズ室町幕府の研究 第4巻 足利義輝』戎光祥出版、2018年、初出1998年)
- 高鳥廉「足利将軍家子弟・室町殿猶子の寺院入室とその意義」(同『足利将軍家の政治秩序と寺院』吉川弘文館、2022年、初出2021年)
- 高橋秀樹『古記録入門』(東京堂出版、2005年)
- 高群逸枝「近衛政家」(同『平安鎌倉室町家族の研究』国書刊行会、1985年)
- 鳥江結衣「戦国期近衛家の公武関係について」(『京都橋大学大学院研究論集 文学研究科』10号、2012年)
- 東京大学史料編纂所編『後法成寺関白記 四』(大日本古記録、岩波書店、2011年)
- 「解題」(同上、2011年 a)
- 「近衛尚通略系図」(同上、2011年 b)
- 「解題」(『後深心院関白記 六』大日本古記録、岩波書店、2015年)
- 橋本義彦「官務小槻氏の成立とその性格」(『書陵部紀要』11号、1959年)
- 花田雄吉「陽明文庫所蔵の古日記」(『日本歴史』105号、1957年)
- 羽田聡「「近衛家の一千年」の一齣」(京都国立博物館編『王朝文化の華 陽明文庫名宝展 宮廷貴族近衛家の一千年』NHK・読売新聞社、2012年)
- 藤木久志『城と隠物の戦国誌』(朝日新聞出版、2009年)
- 松蘭斎『日記の家』(吉川弘文館、1997年)
- 「撰関家」(同上、初出1993年)
- 「応仁・文明の乱と山科家」(大隅和雄編『文化史の構想』吉川弘文館、2003年)
- 「王朝日記の黄昏」(同『王朝日記論』法政大学出版局、2006年)
- 丸山裕之「中世後期官務・局務の文庫と公武政権」(『年報三田中世史研究』20号、2013年)
- 水野智之「室町期の醍醐寺三宝院門跡と撰関家」(稲葉伸道編『中世寺社と国家・地域・史料』法蔵館、2017年)
- 森田大介「室町期の官文庫について」(『大正大学大学院研究論集』38号、2014年)
- 森成史「戦国期初頭における日野家の政治動向について」(『国史学』237号、2022年)

安田次郎『尋尊』（吉川弘文館、2021年）

山田康弘『足利義植』（戎光祥出版、2016年）

湯川敏治『戦国期公家社会と荘園経済』（続群書類従完成会、2005年）

——「中世公家家族の一側面」（同上、初出1981年）

——「近衛家の家産経済の記録」（同上、初出1982年）

——「公家領荘園の運営機構」（同上、初出1986年）

——「足利義晴将軍期の近衛家の動向」（同上、初出1998年）

渡辺悦子「御霊殿」（『同志社大学歴史資料館館報』9号、2006年）

【表 2】戦国期近衛家の記録疎開先変遷

	近衛家関係者											その他									
	血縁 (近衛家の一門)								地縁 (荘官)		氏寺・ 菩提寺										
	醍醐寺	実相院	聖護院	一乗院	慈照寺	景陽軒	御霊殿	久我晴通	女中衆	三室戸寺	木幡執行	高山寺	本満寺	禁裏	向殿	延暦寺	本願寺	佐野	袋屋	小川	亀斎
文正元		●																			
応仁元	○	○																			
応仁 2																					
文明元 ~同 10																					
文明 11																					
文明 12																					
文明 13																					
文明 14																					
文明 15																					
文明 16																					
文明 17																					
文明 18																					
長享元		○																			
長享 2																					
延徳元																					
延徳 2																					
延徳 3																					
明応元																					
明応 2		●	●	○		○				○											
明応 3										△	○										
明応 4		○																			
明応 5																					
明応 6		○																			
明応 7		○	○	○																	

	醍醐寺	実相院	聖護院	一乗院	慈照寺	景陽軒	御霊殿	久我晴通	女中衆	三室戸寺	木幡執行	高山寺	本満寺	禁裏	向殿	延暦寺	本願寺	佐野	袋屋	小川	亀齋	
明応 8		○	△	●						△	○											
明応 9		○	○	○																		
文亀元																						
文亀 2																						
文亀 3																						
永正元			△	○																		
永正 2																						
永正 3				○																		
永正 4				○										○								
永正 5														○	○							
永正 6				○																		
永正 7																						
永正 8			○									○										
永正 9				○																		
永正 10				○																		
永正 11 ~同 12																						
永正 13		○		○																		
永正 14																						
永正 15																						
永正 16					○																	
永正 17				○	○									○								
大永元 ~同 2																						
大永 3				●																		
大永 4 ~同 5																						
大永 6			●		○		○		○	●						○						○

	醍醐寺	実相院	聖護院	一乗院	慈照寺	景陽軒	御霊殿	久我晴通	女中衆	三室戸寺	木幡執行	高山寺	本満寺	禁裏	向殿	延暦寺	本願寺	佐野	袋屋	小川	亀齋	
大永 7																						
享禄元			△													○	○					
享禄 2																	△	○	△			
享禄 3																	△		△			
享禄 4													○				○		○			
天文元																			○	○		
天文 2																						
天文 3 ～同 4																						
天文 5			○					△												△		

## 【凡例】

- 以下の通り、確認できる預物によって、3種類の印を付与した。  
 (●...父祖の日記(=史料上に「御記」「家記」など見えるもの) ○...記録、重書など  
 △...内容物不明の櫃、長持など)
- 道具や衣類など、「記録」以外の家財に関する疎開記事は採録対象外とした。
- 大雲寺(実相院の管轄寺院)への疎開は実相院の項目、上乘院(聖護院門下の院家)への疎開は聖護院の項目に採録した。
- 『後法興院記』(大日本古記録、続史料大成)、『後法成寺関白記』(大日本古記録)、『雑事要録』(京都府立京都学・歴史館にて電子データ閲覧)の記事より作成。当主の日記(『後法興院記』、『後法成寺関白記』)が残っていない年は灰色で着色した。
- 個別の記事内容については羽田聡氏が作成した表を参照されたい(羽田 2012)。

---

藤ノ井 日向 (ふじのい・ひなた)

名古屋大学大学院人文学研究科博士前期課程在学。専門は日本中世史。特に室町期から織豊期にかけての撰関家の政治的動向に関心を持っており、現在は戦国期の近衛家を主な研究対象としている。

f\_noinoi@yahoo.co.jp